

株主各位

第9回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

平成25年6月3日

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

目 次

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」	…	1 頁
②連結計算書類の連結注記表	…	3 頁
③計算書類の個別注記表	…	26 頁

上記の事項は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sonyfh.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされるものです。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」

当社は会社法に基づき、以下のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

内部統制システム構築の基本方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、法令等遵守の基本方針として行動規範を定め、当社の役員、社員および子会社に周知する。
- ②取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアル、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定める。
- ③取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの推進に取り組む。コンプライアンス担当部署は、定期的にコンプライアンス・プログラムの進捗状況を取締役に報告する。
- ④取締役会は、反社会的勢力排除に関するグループ基本方針を定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。
- ⑤取締役会は、社内通報制度を定め、その利用方法を当社の役員、社員および子会社に周知する。社内通報制度は、経営方針、事業活動あるいはその他の行為が法令等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と確信した場合に社員等の通報者が専用窓口で直接通報することができ、かつ、その通報者に対する不利益な措置が禁止されることを定める。
- ⑥取締役会は、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署を設置する。内部監査担当部署は、監査役および会計監査人と連携・協力のうえ、独立および客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を監視・検証し、定期的に内部監査の状況を取締役に報告する。
- ⑦取締役会は、内部監査の基本方針として内部監査規則を定め、当社の役員、社員および子会社に周知する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、記録保管規則を定め、取締役会、経営会議および決裁の記録等取締役の職務の執行に係る文書を法令および当該規則等に従い適切に保存し管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、当社グループのリスク管理の基本方針として、リスク管理基本規則を定め、当社の役員、社員および子会社に周知する。
- ②取締役会は、リスク管理担当部署を設置し、当社および子会社の規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクを適切に管理する。リスク管理担当部署は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。
- ③取締役会は、当社グループの直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保し適切な資本配賦等を行うため、子会社の自己資本充実度を評価し、必要に応じて、自己資本充実に向けた施策を実施する。
- ④取締役会は、当社グループの危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、コンティンジェンシー・プランを定め、当社の役員、社員および子会社に周知する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役会は、決裁規則、組織・分掌規則等の社内規定を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な態勢を構築する。
 - ②取締役会は、事業計画管理規則を定め、単体および連結の中期事業計画・年度事業計画を策定し、管理する。
 - ③事業計画策定担当部署は、定期的に事業計画の進捗状況を取締役に報告する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社は、株主権の行使のほか、金融持株会社として子会社と経営管理契約を締結し、当該契約に基づく経営管理を行うことにより、子会社の業務の適正を確保する。
 - ②当社は、子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引、グループ内の業務提携または新規事業を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議または報告を行う。
 - ③当社の内部監査部門は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、子会社の内部監査および外部監査の結果を監視し検証する。
 - ④当社および子会社は、親会社に当社グループの経営情報を必要に応じて提供し、また、親会社内部監査担当部署との連携を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
取締役は、監査役からその職務を補助すべき社員の配置要請があった場合には、当該社員を速やかに任命する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、その職務を補助すべき社員の任免および人事考課については監査役の同意を必要とする。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ①取締役および社員は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。
 - ②取締役および社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。
- (9) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

②連結計算書類の連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社は、ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、株式会社スマートリンクネットワークの4社です。

(連結の範囲の変更)

ソニーバンク証券株式会社は、当社の銀行子会社（ソニー銀行株式会社）が全株式を譲渡したことにより、Sony Life Insurance (Philippines) Corporationは、当社の生命保険子会社（ソニー生命保険株式会社）が全株式を譲渡したことにより、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

- (2) 連結の範囲から除外した子会社は、株式会社リブラ1社です。同社は、総資産、経常収益、当期純損益、利益剰余金及びその他の包括利益累計額からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社は、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社、SA Reinsurance Ltd.の2社です。

- (2) 持分法を適用していない非連結子会社

持分法を適用していない非連結子会社は、株式会社リブラ1社です。同社は、当期純損益、利益剰余金及びその他の包括利益累計額からみて、持分法の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

- (3) 持分法を適用していない関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. のれんの償却に関する事項

5年間の定額法により償却を行っております。

5. 会計方針に関する事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

- (3) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法
定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～47年 その他 2～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、従来、一部の有形固定資産の減価償却方法について、定率法を採用しておりましたが、親会社との会計方針の統一を目的として、当連結会計年度より将来にわたり定額法に変更しております。この結果、従来の方々と比べて、当連結会計年度の減価償却費及び賃貸用不動産等減価償却費が422百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益が422百万円増加しております。

- (4) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（概ね5年）に基づく定額法により償却しております。

- (5) リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (6) 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先という」）に対する債権、実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権及び時価が著しく下落した預託保証金等については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除した回収不能見込額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

- (7) 賞与引当金の計上方法

従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

- (8) 退職給付引当金の計上方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

- (9) 役員退職慰労引当金の計上方法
役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当連結会計年度末における内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (10) 価格変動準備金の計上方法
株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (11) 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準
連結決算日の為替相場により円換算しております。
- (12) ヘッジ会計の方法
銀行子会社の金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。
- (13) 消費税及び地方消費税の会計処理方法
税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、主として、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。
- (14) 責任準備金の積立方法
保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
イ. 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
ロ. 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(連結貸借対照表の注記)

- 貸出金のうち、破綻先債権は150百万円（貸倒引当金控除前）、延滞債権は1,534百万円（貸倒引当金控除前）であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は2,220百万円（貸倒引当金控除前）であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,905百万円（貸倒引当金控除前）であります。
- 生命保険子会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価損部分については税金相当額に評価性引当額を認識したことからその全額を、評価益部分については税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上しこれを控除した金額を、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
 - 再評価を行った年月日 平成14年3月31日
 - 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出して
おります。

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△261百万円
上記金額のうち賃貸等不動産に係るもの	△398百万円

- 有形固定資産の減価償却累計額は、24,801百万円であります。
- 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、550,624百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
- 生命保険子会社に係る契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首残高	4,122百万円
当連結会計年度契約者配当金支払額	1,966百万円
利息による増加等	12百万円
契約者配当準備金繰入額	2,104百万円
当連結会計年度末残高	4,273百万円
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	10,543百万円
担保資産に対応する債務	
コールマネー及び売渡手形	10,000百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券67,660百万円を差し入れております。
- 生命保険子会社及び銀行子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、23,275百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが17,892百万円あります。

(連結損益計算書の注記)

固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1)資産をグルーピングした方法

生命保険子会社は、生命保険事業の用に供している不動産等について、保険営業等全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸用不動産等及び遊休資産をそれぞれの物件毎に1つの資産グループとしております。

なお、損害保険事業及び銀行事業はそれぞれの事業の用に供している不動産等について、それぞれの事業毎に1つの資産グループとしております。

(2)減損損失の認識に至った経緯

賃貸用不動産等については、売却が予定されており、回収可能価額が帳簿価額を下回ること、遊休資産については将来の具体的使用計画がなく他の転用や売却が困難なことから、賃貸用不動産等については回収可能価額まで、遊休資産については備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3)減損損失を認識した資産のグループと種類ごとの内訳

用途	種類	場所	減損損失
賃貸用 不動産等(注)	土地・建物等	宮城県 仙台市	877百万円
遊休資産	建物・ その他の有形固 定資産等	東京都 渋谷区等	85百万円
合計			962百万円

(注)当該賃貸用不動産等については、平成25年4月に売却済であります。

(4)回収可能価額の算定方法

賃貸用不動産等については、売却による回収可能見込額に基づき測定しております。遊休資産の回収可能価額は備忘価額に基づいて測定しております。

(連結株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	435,000	—	—	435,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	8,700百万円	20円	平成24年3月31日	平成24年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,875百万円	25円	平成25年3月31日	平成25年6月26日

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 997円94銭
- 1株当たり当期純利益 103円60銭

算定上の基礎である当期純利益は45,064百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は、435,000千株であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、保険業法・銀行法等の規定に基づき生命保険事業、損害保険事業及び銀行事業を行っております。金融資産（生命保険事業においては、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定に限る）については、安定的な投資収益の確保のため、公社債・外国公社債・国内株式・貸出金等の様々な投資資産を保有しております。また、金融負債については、銀行事業において個人顧客からの預金による調達を大宗を占めております。このように、当社グループは主として金利・為替等の変動を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利・為替変動等による不利な影響が生じないよう、資産負債の適切なバランスを保つことを目的に、各事業ごとに資産負債の総合管理（ALM）を行っております。また、その一環として、生命保険事業及び銀行事業においてはデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として有価証券及び貸出金であります。有価証券は主に国債及び社債等であり、その他にも国内株式、外国証券、組合出資金等の様々な有価証券を、満期保有目的及びその他保有目的で保有しております。これらは金利リスク、発行体の信用リスク、株式の価格変動リスク、為替リスク等に晒されております。なお、有価証券の一部には、非上場外国証券等の流動性に乏しい金融資産も含まれております。

また、貸出金は、生命保険事業における保険約款貸付、銀行事業における個人向けの住宅ローンが中心であります。これらは債務不履行に伴う信用リスクならびに金利リスクに晒されております。ただし、保険約款貸付においては貸付額を解約返戻金の範囲内に制限しております。また、住宅ローンにおいては不動産担保等を設定しております。これらにより、貸出金に係るリスクの低減を図っております。

一方、金融負債は、主として個人顧客からの預金による調達であり、金利リスクに晒されております。また、個人顧客からの預金には、外貨建のものを含んでおり、これらについては金利・為替リスクに晒されております。

銀行事業におけるデリバティブ取引は、主にALMの一環で行っております。この内、固定金利の貸出金の金利リスクに対して、金利スワップ取引をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。ヘッジ開始時においてヘッジ対象の貸出債権とヘッジ手段の金利スワップとが3カ月以内の残存期間でグルーピングされていることを確認することにより、ヘッジの有効性の評価に代えております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の金利変動に伴う相場変動を相殺する目的で金利スワップ取引等を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。ヘッジ開始時においてヘッジ対象の有価証券とヘッジ手段の金利スワップ等のキャッシュ・フローが一致していることを確認することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

また、金融商品の取引にあたっては、流動性リスクに晒されております。流動性リスクには、資金繰りリスクと、市場流動性リスクがあります。資金繰りリスクとは、決済日に必要な資金が確保できなくなり、資金決済が履行できなくなることや、資金の確保により通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクであります。一方、市場流動性リスクとは、市場の混乱などにより市場において取引ができなくなり、当社が保有するポジションを解消することが不可能となることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は「リスク管理基本規則」を制定し、子会社の規模、特性、及び業務内容に応じたリスク管理を行っております。

当社グループのリスク管理に関する具体的な体制等は「リスク管理ガイドライン」に定めており、子会社においてそれぞれ自律的なリスク管理を行っております。当社はリスク管理統括部署によるモニタリング、リスク管理会議の開催などを通じ、子会社のリスク管理状況を把握し、取締役会、経営会議へ定期的に報告を行っております。

① 信用リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での信用リスク管理は、以下のように行っております。

(i) 生命保険子会社においては、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報はリスク管理部門を通じ、取締役会及び経営会議において定期的に報告されております。

(ii) 損害保険子会社においては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を行い、リスク管理部門が定期的に取り締り及び経営会議に報告しております。

(iii) 銀行子会社においては、信用リスクに関する管理諸規程に従い、個人向け貸出金について、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、担保の設定、問題債権への対応など個人与信管理に関する体制を整備し運営しております。

法人向け貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、外部格付け、保証や担保の設定、問題債権への対応など法人与信管理に関する体制を整備しリスク管理を実施しております。有価証券の発行体の信用リスク、及びデリバティブ取引に関するカウンターパーティー・リスク等の市場与信リスク管理に関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行っております。

これらの与信管理は、リスク管理部門において行われ、また、定期的に経営陣による取締役会や経営会議を開催し、リスク管理状況について報告を行っております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

② 市場リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での市場リスク管理は、以下のように行っております。

(i) 生命保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のよう管理しております。

(a) 金利リスク

リスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、経営会議において対応等の協議を行い、ここで決定されたALMに関する方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認を行っております。リスク管理部門においては、金融商品の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

(b) 為替リスク

為替リスクに関しては、リスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報はリスク管理部門を通じ、取締役会及び経営会議において定期的に報告されております。なお、為替リスクをヘッジするための先物為替予約取引も行っております。

(c) 株式リスク

株式リスクに関しては、リスク管理部門において、規程に定められた方法により定期的にリスク量の分析を行っております。これらの情報はリスク管理部門を通じ、取締役会及び経営会議において定期的に報告されております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、リスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報はリスク管理部門を通じ、取締役会及び経営会議において定期的に報告されております。

(ii) 損害保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のよう管理しております。

(a) 金利リスク

取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した、資産運用リスクに関する諸規程を定めております。これに基づき、リスク管理部門がモニタリングを実施し、定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。

(b) 価格変動リスク

価格変動リスクに晒されている株式は、事業連携関係の強化を目的とした政策投資として保有しているものであり、市場環境や財務状況等をモニタリングしております。

(iii) 銀行子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。いずれもリスク管理部門において行われ、また、定期的に経営陣による取締役会や経営会議において、リスク管理状況の報告を行っております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

(a) 金利・為替リスク

市場リスクに関する管理諸規程に従い、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを管理しております。市場リスクに関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、取締役会にて決定されたALMに関する方針に基づき、原則として1カ月に1回開催されるALM委員会及びリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応、リスクの状況等について協議を行っております。日常的にはリスク管理部門において、金融資産及び金融負債の金利や為替レート、期間等を総合的に把握し、バリュー・アット・リスク（VaR）や金利感応度分析等によりモニタリング、及び規程の遵守状況等の管理を行っております。なお、ALMにより、金利、為替の変動リスクをヘッジするための金利スワップ、通貨スワップ、為替取引等のデリバティブ取引も行っております。

(b) 市場価格変動リスク

有価証券を含む投資商品の保有については、市場リスクに関する管理諸規程に従い行われております。このうち、資産運用部門では外部から主に有価証券の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、市場価格変動リスクの軽減を図っております。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、市場リスクに関する諸規程に基づき実施されております。また、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

主要なリスク変数である、金利リスク及び為替リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸付金」、「有価証券」、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」であります。

これらの金融資産及び金融負債について、観測期間250営業日の金利及び為替の合理的な予想変動幅を用いた当面10営業日の損益に与える影響額を分散共分散法により算出し、金利及び為替の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。平成25年3月31日現在における当該数値は、99%の信頼区間において564百万円であります。

当該影響額は、金利及び為替を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利及び為替における相関は考慮されておりますが、その他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利及び為替の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での流動性リスク管理は、以下のように行っております。

- (i) 生命保険子会社においては、「流動性リスク管理規程」に則り、各部署からの報告に基づき、経理部門において適時に資金繰り計画を作成・更新し、資金繰りの管理を行い、リスク管理部門において流動性リスクを管理しております。これらの情報は経理部門及びリスク管理部門を通じ、取締役会及び経営会議において定期的もしくは必要に応じて報告されております。
- (ii) 損害保険子会社においては、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。
- (iii) 銀行子会社においては、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じてフェーズ分けし、各フェーズにおける管理手法、報告方法などを定めるとともに、必要に応じて、ガイドラインなどの設定と見直しを行っております。また市場流動性リスクの管理については、各種取扱い商品に対する市場流動性の状況を把握し、必要に応じて、商品ごとのガイドラインなどの設定と見直しを行っております。上記の流動性リスク管理については、いずれもリスク管理部門において行われ、また、定期的に経営陣による取締役会や経営会議において、リスク管理状況の報告を行っております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	104,142	104,142	—
(2) コールローン及び買入手形	107,088	107,088	—
(3) 金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	442	442	—
その他の金銭の信託	323,862	323,862	—
(4) 有価証券			
売買目的有価証券	527,787	527,787	—
満期保有目的の債券	3,956,120	4,514,661	558,540
その他有価証券	1,686,076	1,686,076	—
(5) 貸出金	1,115,330		
貸倒引当金（*1）	△1,422		
貸出金（貸倒引当金控除後）	1,113,908	1,214,326	100,418
資産計	7,819,427	8,478,386	658,958
(1) 預金	1,857,302	1,858,948	1,646
(2) コールマネー及び売渡手形	10,000	10,000	—
(3) 社債	20,000	20,112	112
負債計	1,887,302	1,889,060	1,758
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(171)	(171)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(12,675)	(12,675)	—
デリバティブ取引計	(12,846)	(12,846)	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預貯金、(2) コールローン及び買入手形

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券（債券）については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託の時価に関する注記）」に記載しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。

(5) 貸出金

①銀行事業の貸出金

将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、Liborベースのイールドカーブにリスクプレミアムとして一般貸倒引当金の引当率を加えた利率を使用しております。

②生命保険事業の保険約款貸付

保険約款貸付は将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。

負 債

(1) 預金

預金は、預金種別ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、Liborベースのイールドカーブにリスクプレミアムとして銀行子会社の格付け別累積デフォルト率を加えた利率を使用しております。

(2) コールマネー及び売渡手形

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

社債は、取引所等の価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (4)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額
① 非上場の非連結子会社・関連会社株式 (* 1)	7,938
② ①以外の非上場株式 (* 1)	4
③ 組合出資金 (* 2)	24,406
合計	32,349

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注) 当連結会計年度において、組合出資金について、34百万円の減損処理を行っております。なお、連結会計年度末の実質価額が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行うこととしております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金	104,142	—	—	—
コールローン及び買入手形	107,088	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	5,049	20,030	31,124	3,889,229
公社債	4,749	20,030	30,924	3,834,229
国債・地方債	3,751	18,166	28,023	3,811,310
社債	998	1,864	2,901	22,919
その他	300	—	200	55,000
その他有価証券のうち満期があるもの	166,562	517,474	245,274	616,900
公社債	70,607	208,846	204,206	616,900
国債・地方債	30,401	101,778	144,077	616,850
社債	40,206	107,068	60,129	50
その他	95,955	308,627	41,068	—
貸出金(*)	16,717	78,536	53,945	820,807
合計	399,559	616,042	330,345	5,326,936

(*) 貸出金のうち、期間の定めのない保険約款貸付等145,019百万円は含めておりません。

(注4) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金(*)	1,779,125	18,221	16,661	3,356	2,840	37,095
コールマネー及び売渡手形	10,000	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	10,000	10,000	—
合計	1,789,125	18,221	16,661	13,356	12,840	37,095

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券に関する注記)

1. 売買目的有価証券 (単位：百万円)

当連結会計年度の損益 に含まれた評価差額
70,801

2. 満期保有目的の債券 (単位：百万円)

区分		連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	公社債	3,912,282	4,461,903	549,621
	国債・地方債	3,883,367	4,429,415	546,047
	社債	28,914	32,488	3,574
	その他	43,838	52,757	8,919
	小計	3,956,120	4,514,661	558,540
合計		3,956,120	4,514,661	558,540

(注) 時価が連結貸借対照表計上額を超えないものではありません。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

区分		連結貸借対照表 計上額	取得原価	評価差額
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	公社債	1,136,292	1,054,243	82,048
	国債・地方債	930,231	850,896	79,335
	社債	206,060	203,347	2,713
	株式	18,394	11,591	6,803
	その他	378,134	365,029	13,104
	小計	1,532,821	1,430,864	101,956
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	公社債	56,874	57,392	△518
	国債・地方債	50,770	51,235	△464
	社債	6,103	6,157	△53
	株式	3,850	3,898	△47
	その他	92,528	94,186	△1,657
	小計	153,254	155,477	△2,223
合計		1,686,076	1,586,342	99,733

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額4百万円)及びその他の証券(同24,406百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

区分	売却額	売却益	売却損
公社債	23,343	174	86
国債・地方債	22,954	168	82
社債	389	6	3
株式	15,648	2,003	380
その他	63,243	1,165	1,228
合計	102,235	3,343	1,695

(金銭の信託の時価に関する注記)

1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	442	—

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	323,862	285,656	38,206	38,206	—

(注) 1. 本表には合同運用の金銭信託50百万円を含んでおります。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
店頭	金利スワップ	20,000	—	△119	△119
合計		—	—	△119	△119

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
店頭	為替予約				
	売建	46,407	—	△55	△55
	買建	91,703	—	△297	△297
	外国為替証拠金				
	売建	47,646	—	△619	△619
	買建	10,587	—	916	916
	通貨オプション				
	売建	1,036	—	△6	7
	通貨先渡				
買建	7,559	—	10	10	
	合計	—	—	△52	△37

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金	79,195	74,491	△2,811
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	金利スワップ	その他有価証券(債券)	378,446	332,030	△19,225
	合計	—	—	—	△22,036

(注) 1. 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づく繰延ヘッジによるものとヘッジ対象にかかる損益を認識する方法によるものがあります。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	通貨スワップ	その他有価証券(債券)	45,300	3,500	9,361
	合計	—	—	—	9,361

(注) 1. 主としてヘッジ対象にかかる損益を認識する方法によっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

生命保険子会社は、東京都その他の地域において、主に賃貸用のオフィスビルを有しております。平成25年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、3,404百万円(主な賃貸収益は生命保険事業の「利息及び配当金等収入」に、主な賃貸費用は生命保険事業の「賃貸用不動産等減価償却費」及び「その他運用費用」に計上)、減損損失は、877百万円であります。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。なお、時価の算定にあたっては、当連結会計年度末時点の外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいております。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
65,460	△4,360	61,099	79,579

(注) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

生命保険子会社では、営業社員においては退職一時金制度、内務職員においては確定給付型企业年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。損害保険子会社では、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。当社及び銀行子会社では、主に退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

	金額
退職給付債務	△36,369
年金資産	8,933
未積立退職給付債務	△27,436
会計基準変更時差異の未処理額	828
未認識数理計算上の差異	4,491
未認識過去勤務債務	△258
連結貸借対照表計上額純額	△22,374
前払年金費用	1,841
退職給付引当金	△24,216

(注) 当社は、退職給付債務の計算にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

	金額
勤務費用	2,955
利息費用	325
期待運用収益	△409
会計基準変更時差異の費用処理額	414
数理計算上の差異の費用処理額	898
過去勤務債務の費用処理額	△129
その他	360
退職給付費用	4,416

(注) 1. 簡便法を採用している当社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

2. 「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額等であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準又はポイント基準
割引率 (%)	0.6~1.9
期待運用収益率 (%)	3.0~5.6
過去勤務債務の額の処理年数 (年)	10
数理計算上の差異の処理年数 (年)	7~17
会計基準変更時差異の処理年数 (年)	15

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

投資用不動産について、石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去費用等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から6～43年と見積もり、割引率は1.5～2.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における総額の増減

期首残高	663百万円
取得に伴う増加額	35百万円
時の経過による調整額	14百万円
資産除去債務の履行による減少額	△0百万円
期末残高	713百万円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

③計算書類の個別注記表

(重要な会計方針)

1. 関係会社株式の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

工具器具備品 3～20年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、従来、一部の有形固定資産の減価償却方法について、定率法を採用しておりましたが、親会社との会計方針の統一を目的として、当事業年度より将来にわたり定額法に変更しております。

これによる損益への影響は軽微であります。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間(主に5年)に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支給に備えるため、従業員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. 退職給付引当金の計上方法

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において発生したと認められる額を計上しております。

5. 役員退職慰労引当金の計上方法

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、当事業年度末における内規に基づく期末要支給額を計上しております。

6. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	49百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	322百万円
3. 関係会社に対する短期金銭債務	17百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

関係会社受入手数料	1,210百万円
関係会社受取配当金	11,200百万円
役務提供料の支払	247百万円
役務提供料の受取	118百万円

(2) 営業取引以外の取引による取引高

関係会社受取利息	136百万円
----------	--------

(株主資本等変動計算書関係)

該当事項はありません。

(税効果会計に関する事項)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	27百万円
賞与引当金	22百万円
未払事業税	5百万円
退職給付引当金	28百万円
その他	1百万円
繰延税金資産小計	86百万円
評価性引当額	－百万円
繰延税金資産合計	86百万円
繰延税金資産の純額	86百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

当事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	0百万円
1年超	-百万円
合計	0百万円

(関連当事者との取引に関する事項)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ソニー㈱	東京都港区	630,923	製造業	(被所有) 直接 60	出向者の受入、 役員の兼任等	出向者給与の 支払	11	未払費用	0

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ソニー生命保険 ㈱	東京都港区	70,000	生命保険業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、出向 者の受入・転 出、役員の兼 任	経営管理料の 受入※1	993	未収入金	203
							出向者給与の 支払※2	203	未払費用	14
							出向者給与の 受入※3	75	未収入金	4
	ソニー損害保険 ㈱	東京都大田区	20,000	損害保険業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、出向 者の受入、役 員の兼任	経営管理料の 受入※1	102	未収入金	20
							出向者給与の 支払※2	3	未払費用	0
	ソニー銀行㈱	東京都千代田区	31,000	銀行業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、出向 者の受入・転 出、役員の兼 任、資金の貸 付	経営管理料の 受入※1	114	未収入金	23
						出向者給与の 支払※2	29	未払費用	1	
						出向者給与の 受入※3	24	未収入金	1	
						資金の貸付 ※4	10,000	関係会社 長期貸付金	20,000	
						利息の受取 ※4	136	その他 流動資産	68	

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 経営管理契約に基づき決定しております。

※2 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

※3 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れております。

※4 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、弁済条件は期間10年、一括弁済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(1株当たり情報に関する事項)

1. 1株当たり純資産額	522円42銭
2. 1株当たり当期純利益	25円95銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

